

愛西市地域子育て支援拠点事業実施基準

1 事業目的

愛西市地域子育て支援拠点（以下「本事業」という。）は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

（１）実施事業

児童福祉法（昭和２２年法律第６４号）第６条の３第６項に基づく地域子育て支援拠点事業として、国の定める「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の一般型として以下の事業を実施すること。

ア 基本事業として、以下の事業については全て実施すること。

① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施

② 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談援助の実施

③ 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月１回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施

イ 基本事業に加え、地域の子育て支援活動の展開を図るため、次の事業を選択して実施する。

① 拠点施設の開設場所を活用した一時預かり事業（法第６条の３第７項に定める事業）またはこれに準じた事業

② 拠点施設を拠点とした独自の子育て支援事業（未就学児をも

つ家庭への訪問活動等)

(2) 実施方法

ア 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保し、原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。ただし、開設や後片付けのための時間のほか、休憩時間や利用者が施設を利用できない時間がある場合は、当該時間については開設時間に含めないものとする。

イ 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

ウ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

(3) 留意事項

ア 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

イ 事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事業の実施について」(令和6年3月30日付けこ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭長支援局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)別表1に定める基本研修及び別表2-2の3に定める子育て支援専門員研修(地域子育て支援コース)の「地域子育て支援事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。

ウ 事業に従事する者を子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他各種研修会やセミナー等へ積極的に参加させ、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。

エ 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、子ども家庭センター(あいさいっ子相談室)、児童相談所、保健所、児童委員(主任児童委員)、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に事業を実施するよう努めること。